

I C T活用工事（舗装工（新設・修繕））実施要領

第1条 I C T活用工事

1-1 概要

I C T活用工事とは、施工プロセスの段階において、I C T施工技術を活用する工事である。
また、以下に示す①～⑤の全ての段階でI C T施工技術を活用することを「I C T施工」というほか、
①～⑤の一部の段階でI C T施工技術を活用することを「部分的I C T施工」という。

- ① 3次元起工測量
- ② 3次元設計データ作成
- ③ I C T建設機械による施工
- ④ 3次元出来形管理等の施工管理
- ⑤ 3次元データの納品

1-2 I C T施工技術の具体的内容

I C T施工技術の具体的な内容については、次の①～⑤及び、別表1によるものとする。
関係する基準類は別表2を参照とするものとする。

① 3次元起工測量

起工測量において、3次元測量データを取得するため、下記1)～5)から選択（複数以上可）して測量を行うものとする。

起工測量にあたっては、標準的に面計測を実施するものとするが、既存の3次元納品データが活用できる場合等においては、管理断面及び変化点の計測による測量のみとすることができる。

- 1) 地上型レーザースキャナーを用いた起工測量
- 2) T S等光波方式を用いた起工測量
- 3) T S（ノンプリズム方式）を用いた起工測量
- 4) 地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量
- 5) その他の3次元計測技術を用いた起工測量

② 3次元設計データ作成

1-2①で計測した測量データと、発注者が貸与する発注図データを用いて、3次元出来形管理を行うための3次元設計データを作成する。

③ I C T建設機械による施工

1-2②で作成した3次元設計データを用い、別表1により施工を実施する。

ただし、施工現場の環境条件により、③I C T建設機械による施工が困難となる場合は、従来型建設機械による施工を実施してもI C T活用工事とする。

④ 3次元出来形管理の施工管理

舗装工事の施工管理において、ＩＣＴを活用した施工管理を実施する。

(新設)

下記１）～５）から選択（複数以上可）して、出来形管理を行うものとする。

- １）地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理
- ２）ＴＳ等光波方式を用いた出来形管理
- ３）ＴＳ（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理
- ４）地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理
- ５）その他の３次元計測技術を用いた出来形管理

標準的に面管理を実施するものとするが、施工現場の環境条件により表層以外については、従来手法（出来形管理基準上で当該基準に基づく管理項目）での管理を実施してもよい。また、面的な計測のほか、管理断面及び変化点の計測による測量を選択してもＩＣＴ活用工事とする。

(修繕)

施工管理システムを搭載した建設機械を用いた施工を選択した場合、下記１）２）から選択して実施することとし、従来型建設機械による施工を選択した場合は従来手法による施工管理を実施する。

- １）施工履歴データを用いた出来形管理
- ２）地上写真測量を用いた出来形管理

⑤ ３次元データの納品

１－２④により確認された３次元施工管理データを、工事完成図書として納品する。

第２条 ＩＣＴ活用工事（舗装工）の実施方法

２－１ 対象工事

新設については舗装工（表層・中間層・基層）、不陸整正、路盤工（上層・下層）を含む全ての工事とする。

なお、舗装工については第１条１－２に示す①②④⑤が対象となり③は対象外。不陸整正、路盤工（上層・下層）は第１条１－２に示す全てが対象。路盤の「締固め工」は対象としない。

修繕については路面切削機による「切削オーバーレイ工」を含む全ての工事とする。適用範囲は土木工事標準積算基準書「切削オーバーレイ工」を参照すること。なお、第１条１－２に示す①②③⑤が対象となり④は対象外。

２－２ 発注方式

受注者希望型

受注者は、対象工事でＩＣＴ活用工事（舗装工）を行う希望がある場合、契約後、発注者へ協議書、ＩＣＴ活用工事（舗装工）実施計画書（別添）等を提出し、協議が整った場合にＩＣＴ活用工事（舗装工）として実施することができる。

第３条 工事成績評価における措置

ＩＣＴ施工を実施した場合、創意工夫における【施工】「□ＩＣＴ（情報通信技術）を活用した情報化施

工を取り入れた工事」において評価するものとする。（0.8点）

部分的 I C T 施工を実施した場合、創意工夫における【その他】の理由に「部分的 I C T 施工を取り入れた工事」と記入し、評価するものとする。（0.4点）

受注者の責により、「I C T 活用工事（舗装）実施計画書（別添）」に記載の施工プロセスが計画のとおりを実施されなかった場合、加点及び減点は行わない。

第4条 I C T 活用工事の導入における留意点

受注者が円滑に I C T を導入できる環境整備として、以下を実施するものとする。

4-1 施工管理、監督・検査の対応

I C T 活用工事（舗装工）を実施するにあたって、別途発出されている施工管理要領、監督検査要領等（別表2 準拠する基準等）に則り、監督・検査を実施するものとする。

監督職員及び検査職員は、受注者に従来手法との二重管理を求めない。

ただし、活用効果に関する調査等のために別途費用を計上して二重管理を実施する場合を除く。

4-2 3次元設計データ等の貸与

（1）I C T 活用工事の導入初期段階においては、従来基準による2次元の設計データにより発注することになるが、この場合、発注者は契約後の施工協議において「3次元起工 測量」及び「3次元設計データ作成」を受注者に実施させ、これにかかる経費を工事費にて当該工事に変更計上するものとする。

（2）発注者は、詳細設計において、I C T 活用施工に必要な3次元設計データを作成した場合は、受注者に貸与するほか、I C T 活用施工を実施するうえで有効と考えられる詳細設計等において作成した成果品と関連工事の完成図書は、積極的に受注者に貸与するものとする。

なお、貸与する3次元設計データに3次元測量データ（グラウンドデータ）を含まない場合、発注者は契約後の施工協議において「3次元起工測量」及び「貸与する3次元設計データと3次元起工測量データの合成」を受注者に実施させ、これにかかる経費は工事費にて当該工事に変更計上するものとする。

4-3 工事費の積算について

発注者は、従来施工での設計・積算を行い発注し、契約後の協議において、受注者の希望により I C T 活用工事（舗装工）を実施する場合、「I C T 活用工事（舗装工）積算要領（国土交通省）」「I C T 活用工事（舗装工（修繕工））積算要領（国土交通省）」に基づく積算により設計変更を行うものとする。

また、3次元起工測量及び3次元データ作成の経費については、受注者へ見積り提出を求め設計変更するものとする。

※ I C T 活用工事（舗装工）にかかる経費については別表3、4を参照

第5条 その他

5-1 現場見学会・講習会の実施

受注者は、I C T 活用工事（舗装工）の推進を目的として、官民等を対象とした見学会を実施する場合は協力すること。

5－2 調査等

発注者がＩＣＴ活用工事（舗装工）について、調査を実施する場合は、受注者はこれに協力するものとする。この場合において、調査内容、時期等については、その都度、受注者に指示するものとする。

5－3 証明書の発行

ＩＣＴ活用工事（舗装）を実施した受注者にＩＣＴ活用証明書を発行する。

附則

策定・令和	3年	3月	4日	適用・令和	3年	3月	4日
改定・令和	6年	12月	26日	適用・令和	7年	1月	1日